

文教委員会議案説明資料

令和4年9月29日

件名	頁
(学校運営部)	
1 第90号議案 足立区立学校設置条例の一部を改正する条例……………	2
(子ども家庭部)	
2 第91号議案 積立金等返還請求調停に関する和解について……………	5

(教 育 委 員 会)

第 9 0 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 9 月 2 9 日

件 名	足立区立学校設置条例の一部を改正する条例
所管部課名	学校運営部学校施設管理課
内 容	<p>1 改正の理由 足立区立北鹿浜小学校と足立区立鹿浜西小学校の統合に伴い、規定を整備する必要があるので、足立区立学校設置条例（以下、「条例」という。）の一部を改正する。</p> <p>2 主な改正内容（詳細は、新旧対照表 P 3 のとおり）</p> <p>（1）学校の新設（学校位置図は、P 4 のとおり） 条例別表（第 2 条関係）中、鹿浜第一小学校の項の次に次のように加える。 同鹿浜未来小学校 同鹿浜五丁目 1 8 番 1 号</p> <p>（2）学校の廃止 条例別表（第 2 条関係）中から、北鹿浜小学校及び鹿浜西小学校の項を削除する。</p>
今後の方針	施行年月日 令和 5 年 4 月 1 日

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改 正 前	改 正 後
○足立区立学校設置条例 昭和39年3月31日条例第9号	○足立区立学校設置条例 昭和39年3月31日条例第9号
第1条～第3条 (省略)	第1条～第3条 (現行のとおり)
	<u>付 則 (令和4年●●月●●日条例第●●号)</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u>
別表 (第2条関係)	別表 (第2条関係)
1 小学校	1 小学校
名称	名称
位置	位置
(省略)	(省略)
同 鹿浜第一小学校	同 鹿浜第一小学校
<u>(新設)</u>	<u>同 鹿浜未来小学校</u>
<u>同 北鹿浜小学校</u>	<u>(削除)</u>
<u>同 鹿浜西小学校</u>	<u>(削除)</u>
(省略)	(省略)
2 中学校	2 中学校
名称	名称
位置	位置
(省略)	(省略)
同 谷在家二丁目24番1号	同 谷在家二丁目24番1号
<u>(新設)</u>	<u>同 鹿浜五丁目18番1号</u>
<u>同 鹿浜五丁目27番1号</u>	<u>(削除)</u>
<u>同 鹿浜二丁目24番1号</u>	<u>(削除)</u>
(省略)	(省略)

学校位置図



第 9 1 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 9 月 2 9 日

件 名	積立金等返還請求調停に関する和解について
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内 容	<p>足立区立保育所の指定管理者に支払う管理運営経費の執行残額は、これまで協定に基づき翌年度以降へ繰越し、積立金として管理することとなっていた。</p> <p>この積立金は、指定管理者の指定を受けた足立区立保育所の管理運営以外に使用することができないものであったため、足立区と指定管理者との間で、積立金の取扱いについて協議を実施してきた。</p> <p>当事者間の協議によっては解決ができなかった指定管理者について、令和 2 年第 2 回足立区議会定例会での議決を経て民事調停の申立てを行い、協議の結果、和解内容がまとまったため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号に基づき議案を提出する。</p> <p>1 相手方 株式会社日本保育サービス （愛知県名古屋市東区葵三丁目 1 5 番 3 1 号） 代表取締役 坂井 徹</p> <p>2 和解の要旨</p> <p>(1) 相手方が保有する足立区立五反野保育園の指定管理に係る平成 2 9 年度から令和元年度までの積立金の合計額が次の金額であることを確認する。 金 7 8, 6 0 0, 8 4 3 円 (P 7 ※1)</p> <p>(2) 上記 (1) の積立金のうち、次の金額について相手方は区への支払義務がないことを確認する。 金 4 9, 5 3 8, 2 9 6 円 (P 7 ※2)</p> <p>(3) 区は相手方との間で協議して定めた足立区立五反野保育園の工事を施工することに承諾し、相手方は本件工事を令和 8 年度末までに完了するものとする。</p> <p>(4) 上記 (1) の積立金のうち、次の金額について本件工事の費用として支出するものとし、指定期間満了時または指定期間の満了前に指定管理が終了した時点において支出していない残額があるときは、相手方は区へ支払うものとする。 金 1 3, 0 0 4, 6 4 0 円 (P 7 ※3)</p>

	<p>(5) 上記(1)の積立金のうち、次の金額について足立区立五反野保育園の保育士の処遇改善のための費用として、相手方は指定管理期間中に支出するよう努力する。なお、指定期間満了時または指定期間の満了前に指定管理が終了した時点において支出していない残額があるときは、相手方は区へ支払うものとする。</p> <p>金10,800,000円(P7 ※4)</p> <p>(6) 上記(1)の積立金のうち、次の金額について相手方が足立区立五反野保育園の管理運営業務に係る運転資金(施設・設備の緊急修繕工事や、園の管理運営業務に必要な費用)として保有することを認め、指定期間満了時または指定期間の満了前に指定管理が終了した時点において支出していない残額がある場合は区へ支払うものとする。なお、相手方が運転資金を使用するにあたっては、区の承認を得るものとする。</p> <p>金5,257,907円(P7 ※5)</p>
<p>今後の方針</p>	<p>議会の議決が得られた際には、その議決後に和解を成立させる。</p>

公設民営保育園 積立金控除額・返還額等内訳

	園名	五反野
	園運営法人名	日本保育サービス
	指定管理残期間	5年
※1	積立金合計額	(A) 78,600,843
	支払義務がないと確認したもの	退職給付引当金控除 (B) 18,387,000
		賞与引当金控除 (C) 12,713,660
		本部経費追加計上額 (D) 7,873,687
		支払利息承認額【注】 (E) 10,563,949
※2		区承認控除額 (F=B+C+D+E)
※3	工事実施分 (G)	13,004,640
※4	残額分は返還を求めもの	処遇改善 (H) 10,800,000
※5		運転資金 (I) 5,257,907
		控除金額合計 (J=G+H+I)
	区返還予定額 (K=A-F-J)	0

【注】 保育園運営資金として親会社から融資を受けた分の利息額
(令和元～3年分 計578,529,609円 利息1.826%)